

業 務 停 止 処 分

処分日：令和7年2月7日

業者名（代表者名）・ 登録番号・登録日	登録上の営業所所在地	処分理由（違反事項）
株式会社大手町フィナンシャル （金 大源（原本 大源）） 東京都知事（2）第31863号 令和6年8月30日	千代田区大手町二丁目2番1号 新大手町ビル2階259	・ 証明書の携帯等義務違反 （従業者証明書・従業者名簿） ・ 開始等の届出義務違反 （業務の委託）

1 業務停止期間

令和7年2月14日から同年3月30日まで（45日間）

2 停止対象業務

業務の全部（弁済の受領に関する業務及び訴訟又は調停に応ずる業務並びに知事が個別に承認した行為を除く。）

【参考】

○ 証明書の携帯等義務

貸金業法では、貸金業者は、貸金業の業務に従事する使用人その他の従業者に、その従業者であることを証する証明書（従業者証明書）を携帯させなければ、その者をその業務に従事させてはならないと定めるとともに、貸金業者に対して、営業所又は事務所ごとに、従業者名簿を備え、従業者の氏名等法令で定める事項を記載し、これを保存することを義務づけています。

○ 開始等の届出義務（業務の委託）

貸金業法では、貸金業者は、第三者に貸金業の業務の委託を行った場合は、その日から二週間以内に、その旨を貸金業の登録をした行政庁に届け出ることを義務付けています。

貸金業対策課に寄せられる苦情・相談が、業者の行政処分のきっかけになっています。
おかしいな、変だなと思ったら、貸金業対策課にご相談ください。

東京都知事登録の貸金業者に関する苦情・相談

電話：03-5320-4775（貸金業対策課）

時間：午前9時から午後5時まで

（土曜・日曜・祝日・年末年始は除く）

都知事登録の貸金業者と都に寄せられたヤミ金融の一覧は以下のHPで確認できます。

<https://www.sangyo-rodo.metro.tokyo.lg.jp/chushou/kashikin/search/>